

I 内部監査員の対応

No.	設問	解答
1	内部監査は、監査基準に基づき、適合・不適合の判定をしなければならないが、内部監査員で力量が十分にある場合に限り、内部監査員の経験や考えを根拠として、不適合の判定を行っても良い。	×
2	内部監査員と被監査者は面識もあるし、監査スケジュール等は前もって被監査者に伝えているので、初回会議は行わず、すぐに内部監査にとりかかった。	×
3	効率よく内部監査を実施するため、ISO事務局の作成したチェックリストに基づいて監査を実施した。質問の最中、もっと掘り下げて質問をすべきこともあったが、チェックリスト通りに質問することを優先した。	×
4	監査当日に、被監査者から3日前に改訂されたばかりの手順書の提示があった。急なことなので、事前に受け取って調査事項を記入していた、前の版の手順書を利用して監査を実施した。	×
5	監査計画で、A部門に割り当てていた調査項目が、実際にはB部門で調査すべき項目だということが分かったので、監査当日に被監査側の了解を得て、急きよ監査計画を変更して対応した。	○
6	最終会議前の監査員ミーティングで、監査所見のレビューを行った際に、不適合の指摘について、監査員どうしの意見の食い違いがあった。しかし、最終会議の開始時間が迫っていたので、監査リーダーの意見をそのまま不適合として報告することにした。	×
7	限られた時間の中で内部監査をしなければならないため、記録の検証を中心とした、「文書の調査」のみ実践し、現場作業員への面談や観察を実施しなかった。	×
8	最終会議で不適合の説明をしたところ、被監査者から、監査証拠に納得がいかないとして、不適合の指摘を取りやめてほしいという意見があった。確かに、監査基準から外れた、重箱の隅を突くような指摘であることは否めない。監査員は、不適合の指摘をとりやめた。	○
9	内部監査員に求められる「個人の行動」には、心が広い、適応性がある、などが挙げられる。被監査者が真面目にEMSに取り組んでいることが確認できたため、あえて不適合には目をつむった。	×
10	不適合の指摘に該当する事象が確認できた。監査証拠の記録の名称を丁寧にメモすることができなかつたため、最終会議にて確認をすることにした。	○

Ⅱ ISO 14001 要求事項の不適合事例

4章～6章

設 問		要求事項
1	昨年、竜巻が発生し近所の建物に被害があったが、EMS の外部の課題として取り上げられていなかった。	4.1 S002
2	騒音や振動が発生する事業所が、住宅街にあるのにも関わらず、EMS に関連する利害関係者として、近隣住民が特定されていなかった。	4.2 a)
3	EMS の適用範囲を利害関係者が入手できるよう準備されていなかった。	4.3 S006
4	EMS における責任と権限が、実態と合っていないかった。	5.3 S012
5	新規の製品やサービスを開始していたが、リスクと機会で決定した事項が、3 年間見直されていなかった。	6.1.1 S017
6	環境報告書で公表したデータに誤りがあった場合など、組織に影響を与える緊急事態が検討されていなかった。	6.1.1 S016
7	二酸化炭素削減に関し、該当する政府の助成金があるのにも関わらず、「機会」として特定されていなかった。	4.1 S001 6.1.1 S015
8	新製品の生産で使用する有機溶剤が、著しい環境側面として決定されていなかった。	6.1.2 S020
9	業務委託(配送)について、組織が影響を及ぼすことができる環境管理対象があることを認識しているが、その環境側面を評価していなかった。	6.1.2 S018
10	業務の変更があったが、決定した環境側面が見直しされておらず、最新の状況になっていなかった。	6.1.2 S022
11	著しい環境側面を決定するための基準が明確に定められていなかった。	6.1.2 S022
12	順守義務のある利害関係者からの要求事項が、EMS に反映されていなかった。	6.1.3 c)
13	順守義務のある水質汚濁防止法をどのように当社に適用させるのか、特定されていなかった。	6.1.3 b)
14	「著しい環境側面」、「順守義務」に関する取組みの計画はあったが、4.1 及び 4.2 に関連する「リスク及び機会」に対する取組みの計画がなかった。	6.1.4 a)3)
15	環境目標を達成するための実行計画に、必要な資源が明確になっていなかった。	6.2.2 b)

7章～10章

設 問		要求事項
1	順守評価をする人に必要な力量が定められていなかった。	7.2 a)
2	教育責任者が、実施した環境教育の有効性を評価していなかった。	7.2 d)
3	EMS の認識を高める手段として、環境方針を従業員に暗記させていた。その意味について適切な説明をしていなかった。	7.3 a)
4	EMS に関する内部コミュニケーションの方法が具体化されていないため、形骸化しているものがあつた。	7.4.1 S36 7.4.2 a)
5	教育訓練記録の提出を求めたところ、所定の様式は記入しにくいいため、独自に簡易簿を作って記録しているとして、提出を受けた。	7.5.2 c)
6	サーバーに保管してある環境文書に誰でもアクセスできる状態になっているが、上書きができる状態で保存してあつた。	7.5.3 b)
7	一般ゴミの分別手順の最新版が、配付されていない部署があつた。	7.5.3 a) 7.5.3 S045
8	教育訓練記録の提示を求めたが、40分経っても提示されなかった。	7.5.3 S045
9	保管期限5年と定められていた記録が、3年目で廃棄されていた。	7.5.3 S045
10	著しい環境側面である化学物質が取扱手順書に基づいて、保管がされていなかった。	8.1 S047
11	有害物質を取り扱っている下請工場の環境状態を把握するため、二者監査を行うことになっていたが、実施されていなかった。	8.1 S049
12	委託業者に対して、簡易包装を依頼するなど、環境に関する配慮事項が伝達されていなかった。	8.1 c) 8.1 d)
13	工場で小規模な火災があつたが、緊急事態対応手順をレビューしていなかった。	8.2 e)
14	規定通りに、騒音・振動の測定をしていなかった。	9.1.1 S056
15	校正することになっていた測定機器が、校正されていなかった。	9.1.1 S058
16	法的要求事項の順守状況をどのように評価するのか、順守評価のプロセスにあいまいなものがあつた。	9.1.2 S063
17	地域住民と取決めた合意項目について、順守評価した記録がなかった。	7.5.3 S044 9.1.2 S064
18	EMS 上、組織に影響を与える変更、及び、前回までの内部監査結果を考慮に入れて、内部監査が計画されていなかった。	9.2.2 S067
19	ドラム缶が倒れ、重油が土壌に流れ出る事故が発生したが、再発防止の必要性を評価する情報として、不適合の原因を明確にしていなかった。	10.2 b)2)
20	発生した不適合に対して是正処置を行っていたが、他のところで発生しないようにするための処置をとる必要性を評価していなかった。	10.2 b)3)

Ⅲ 不適合の判定

ケース 1 環境推進室 室長

指摘箇所	判定	ISO14001 箇条	指摘内容
(2)環境推進のメンバーで集まって・・・話し合っただけです。	観察	6.1.2 S018	購買部門、設計部門、製造部門など、他部門のメンバーを含めて、ライフサイクルにおける環境側面にもれがないようを調査した方がよい。
(4)毎年3月に環境側面の見直しをすることになっているので・・・	不適合	6.1.2 a)	9月に開発された新製品の環境側面が検討されていない。
(8)「商品の購入先の管理」を取り上げているが、著しい環境側面にしていない。	不適合	6.1.2 S020	環境方針に該当するものを著しい環境側面に決定することになっている。グリーン調達に環境方針に明記されているが、「商品の購入先の管理」が著しい環境側面として特定されていない。
(12)今のところ、公表の予定はありません。	観察	7.4.3 S041	環境方針で取り上げているテーマ(グリーン調達)について、環境パフォーマンスの情報公開をしたほうがよい。

ケース 2 購買担当者

指摘箇所	判定	ISO14001 箇条	指摘内容
(6)(環境への取り組み姿勢を)評価していません。	観察	8.1 S049	QMS に合わせて購買先評価をすることは大変良い取り組みであるが、環境面での評価も合わせて実施したほうが良い。
(10)先方も ISO 14001 をもっているのですが、細かいことは伝達していません。	観察	8.1 c)	配送業者に対して、当社構内におけるアイドリングストップなど環境上の配慮事項を伝達し、適切に配送業者を管理したほうが良い。
(15)新任の毒劇物取扱責任者の届け出	不適合	毒劇物取締法 8.1 S047	毒劇物取扱責任者が変更されたが、30日以内に変更の届け出が知事へ提出されていない。

ケース 3 総務部長

指摘箇所	判定	ISO14001 箇条	指摘内容
(6)製品設計や提案営業は、各部門長がその都度、認定基準を決めています。	観察	7.2 a)	部門長が変更になるたびに力量の認定が変わる可能性があるため、製品設計、提案営業の力量認定基準を会社として明確にしたほうが良い。
(8)順守評価は内部監査員が内部監査で確認します。内部監査員養成研修の修了者ですから・・・	観察	7.2 b)	内部監査員養成研修にて、順守評価に必要な力量を得るためのカリキュラムが組まれているか確認をしたほうが良い。
(12)各部門に任せているので、総務部では把握していません。	観察	7.4.2 a)	認識を高めるためにどのような教育をしたのか報告させるようにしたほうが良い。

ケース4 営業部長

指摘箇所	判定	ISO14001 箇条	指摘内容
(6) プレゼン技術は、私の判断で合格した者は…	観察	7.2 d)	部門長が変更になるたびに力量の認定が変わるリスクがあるので、提案営業の力量認定基準を会社として明確にした方が良い。
(8) 環境配慮商品には売上目標は設定していません。	観察	6.2.1 S027	本業とEMSのかい離しないよう環境配慮商品の売上目標を設定した方が良い。
(10)これといった成果は出ていません。	観察	7.2 d)	教育訓練の成果が出ていないので、教育訓練の実施方法を変更したほうが良い。

ケース5 環境推進室

指摘箇所	区分	ISO 14001 箇条	区分A：不適合と判定する情報 / 区分B：想定されるリスク
(4)よくある苦情なので、特に記録はとっていません。	観察	7.4.1 S039	騒音に関し適切な対応をすることができない可能性があるため、記録を取った方が良い。
(6) 環境側面として認識してはいませんよ。	観察	4.2 a)	利害関係者に、近隣住民を含めた方が良い。
(6) 環境側面として認識してはいませんよ。	不適合	6.1.2 b)	非通常の環境側面である工事の騒音が環境側面として取り上げられていない。
(8)これといって特別なことは要求していません。	観察	8.1 S049 7.4.3 S041	事前に工事業者と騒音を含む環境上の配慮事項について打ち合わせをし、近隣住民への対応について役割分担を決めていた方が良い。
(11)3年前の記録で、E票のないものがある。	不適合	7.5.3 S045	3年前のマニフェストのE票が保管されていなかった。